

串間市幼保小連携・接続推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 幼稚園、保育所、認定こども園等における幼児期の教育・保育と小学校教育が円滑に接続することができるよう、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間における共通課題に関する意見交換等を行うことを目的に、串間市幼保小連携・接続推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 幼保小連携・接続における幼児と児童の交流に関すること。
- (2) 幼保小連携・接続における職員間の交流に関すること。
- (3) 幼保小連携・接続における共通課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、幼保小連携・接続に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 推進委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 推進委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 串間市保育会の代表者
- (3) 串間市校長会の代表者
- (4) 教育・保育施設の施設長
- (5) 串間市福祉事務所こども家庭センター長
- (6) 串間市教育委員会学校政策課教育指導監
- (7) 宮崎県市町村幼児教育アドバイザー

3 推進委員の任期は、委嘱された日から令和7年度の末日までとする。

4 推進委員会には、委員長及び副委員長を置く。

5 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。

6 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、福祉事務所及び教育委員会学校政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。